

保険証やマイナ保険証(または資格確認書)を使って 医療機関を受診した場合、

市区町村窓口に被害届の提出が必要です!

●医療機関を受診した際は、事故等(第三者行為)によるケガと お伝えください。

交通事故や犬猫等ペットによる負傷、飲食店での食中毒など第三者 (加害者)の行為によってケガや病気をしたときは、加害者が医療費を 全額負担するのが原則です。

保険証やマイナ保険証(または資格確認書)を使って治療した医療費は、北海道後期高齢者医療広域連合が加害者へ請求します。





加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、保険診療を受けられなくなる場合があります。必ずお住まいの市区町村窓口または北海道後期高齢者医療広域連合へご相談ください。

こんなときは必ず市区町村窓口へ申請または届出を!

各種申請、届出は、お住まいの市区町村窓口で受け付けています。届出の際は保険証などをご持参ください。 本人確認が必要となる場合もあります。

本人以外の方が代理申請を行うときには、身分証明書などが必要となる場合がありますので、事前にご確認のうえ申請してください。

詳しくは市区町村の後期高齢者医療担当窓口へご確認ください。

こんなとき	必要なもの
65~74歳で一定の障がいのある方が、この制度へ 加入しようとするとき	●障がいを証明する書類(いずれか1つ) ・年金証書 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 など
道外から転入するとき	●負担区分等証明書
道内の他の市町村から転入するとき	●市区町村窓口へご確認ください
他の市町村へ転出するとき	●市区町村窓口へご確認ください
限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用 認定証の申請をするとき(R6.12.1まで)	●保険証
特定疾病療養受療証の申請をするとき	●保険証(R6.12.2以降はマイナンバーカードまたは資格確認書) ●特定疾病に関する医師の意見書 など
・各種証を紛失したときや汚したとき・口座振替の申出をするとき など	●市区町村窓口へご確認ください

◆ジェネリック医薬品をご存じですか?

ジェネリック医薬品(後発 医薬品)は効き目や安全 性が先発医薬品と同等と 確認されたもので、開発 期間が短くて済むため価 格が安くなります。



で希望される場合は医師や薬剤師にご相談ください

なお、「ジェネリック医薬品希望カード」を市区町村で配布しておりますので、保険証等やお薬手帳とあわせて提示するなどご活用ください。

北海道後期高齡者医療広域連合

【住所】

〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 【電話】011-290-5601【FAX】011-210-5022

【電子メール】webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp 【ホームページ】https://iryokouiki-hokkaido.jp/

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行っています。